

《油縄子交流センター利用のきまり》

R6.1.5 改訂

所在地 日立市鮎川町 2-6-1

電話、Fax 0294-38-7531

I 施設について

1. 油縄子交流センターは

- (1) 市民の皆様が利用できる施設です。(15歳以下は、保護者同伴です。)
- (2) 油縄子学区の住民による運営委員会が運営しています。
- (3) 地域コミュニティ活動の拠点になっています。
- (4) 市民の皆様が公平に利用いただけるように「利用のきまり」を定めています。
「利用のきまり」を守り、ご利用下さいますようお願い致します。
- (5) 次に該当するときは、使用できません。
 - 公の秩序又は善良な風俗を乱す恐れがあるとき
 - 営利、宗教、政治的目的で使用するとき
 - その他、管理上支障があるとき

II 利用のきまり

1. 開・閉・休館日時

- 開館：午前9時 閉館：午後9時
- 休館日：年末 年始（他に運営委員会が必要と認めた場合）

2. 使用の申し込み方法

※ 使用する場合の予約は、必ずセンター窓口にて「使用申請書」を提出してください。

電話で予約の受付はできませんので、直接窓口をお願いします。

電話でのお問い合わせは、空き状況の確認のみにさせていただきます。

- (1) 定期的に使用する団体は、「利用団体連絡会」に団体名、使用日他必要事項を登録してください。
登録すると「登録団体」となり、使用日（登録日）の前月1日から予約を受け付けます。
但し、公的使用によって登録日に使用出来ない場合があります。その場合、希望代替日時については相談に応じます。
- (2) 登録していない団体は、7日前から受け付けます。
- (3) 公的団体の場合は、2ヶ月前から受け付けます。
公的団体：市関係、学校関係、子ども会、町内会・自治会、青年会など
- (4) 15才以下（小人）の使用は、保護者が「使用申請書」を提出してください。
保護者同伴での使用となります。

裏面に続く→

3. 使用回数および使用時間

使用回数は週*1回とします。年間・月間使用回数については以下の通り。

- (1) 登録団体の使用回数（登録日）は月*3回までとし、登録日以外は使用日の7日前から予約を受け付けます。
- (2) 登録してない団体は年*3回までとします。
- (3) 原則とし下記の時間帯1回とします。（掃除等後片付けの時間を含みます。）
午前の部；9時～12時 午後の部；13時～16時 夜間の部；17時～20時30分
※時間厳守でお願い致します。

*：週は日曜日から始まり土曜日までとする。月は1日から始まるものとする。
年は1月1日から始まるものとする。

4. お帰りになる前に

- (1) 使用した部屋の掃除をして下さい。茶殻やゴミはお持ち帰りください。
また、テーブルの上は必ず拭いて、誰もが気持ちよく利用できるようご協力ください。
- (2) 掃除終了後、「使用報告書」のチェック項目を確認し、報告書を提出してください。
- (3) 備品は、元の位置に戻してください。
- (4) 交流センター内に私物は保管できませんので、毎回お持ち帰りください。
15歳以下（小人）の使用終了後は、保護者が「使用報告者」を記入し提出してください。

5. コピー、印刷の利用について

コピー・カラーコピー・印刷などは、窓口で受け付けます。

使用料金については、窓口に掲示してありますのでご覧ください。

6. 注意事項

- (1) 予約の取り消しや登録日に使用しない場合は、事前にご連絡ください。
- (2) 省エネにご協力下さい。（暖房、冷房の規定温度管理、照明の直前使用など）
- (3) 火気は調理室以外使用を禁止します。
- (4) アルコール類の飲用は、事前に運営委員長の許可を取ってください。
- (5) 館内・構内は、禁煙です。
- (6) 当センターを利用できる団体を構成する人数は、5名以上です。

油縄子交流センター運営委員会